

## 監督処分一覧

## 監督処分庁 長崎県

建設業法第29条の5の規定に基づき、指示処分・営業停止処分・許可取消処分を受けた建設業者について情報を公開いたします。

監督処分を行った場合、一覧表に随時追加表示を行います。

(※本ページの無断転載等を禁じます。)

年度	処分年月日	業者名	処分の原因となった事実	処分の内容	営業停止期間
R3	R3.4.1	株 建協	建設業法違反(経営事項審査の虚偽申請)	営業停止	45日間
R3	R3.4.21	株 ダイニチ	欠格要件該当	許可取消	—
R3	R3.9.17	白石建設 株	他法令違反(労働安全衛生法違反)	指示	—
R3	R4.3.28	有 赤木硝子店	他法令違反(労働安全衛生法違反)	指示	—
R3	R4.3.28	株 山口建設	他法令違反(労働安全衛生法違反)	指示	—
R3	R4.3.28	山本住宅建設	他法令違反(労働安全衛生法違反)	指示	—
R3	R4.3.29	株 茂見塗装	他法令違反(労働安全衛生法違反)	指示	—
R3	R4.3.29	福本総業	他法令違反(労働安全衛生法違反)	指示	—

## 建設業者監督処分簿

### 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株) 建協	代表者氏名	廣山 伸司
主たる営業所の所在地	長崎県佐世保市万徳町1-2		
許可番号	長崎県知事許可 (特-1) 第8435号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、大、左、と、石、屋、 管、鋼、筋、舗、し、板、ガ、 塗、防、内、絶、具、水、解

### 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年4月1日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第2号に該当)		
処分の内容(営業停止命令)			
1. 停止を命ずる営業の範囲 建設業に関するすべての営業			
2. 停止を命ずる期間 令和3年4月16日から令和3年5月30日までの45日間			
処分の原因となった事実	経営事項審査の虚偽申請		
<p>(株)建協は、平成28年3月31日を審査基準日とする経営事項審査を含む5カ年分の経営事項審査において、完成工事高を水増し計上することによる虚偽申請を行い、当該虚偽申請に基づいて得た経営事項審査結果通知書を用いて公共工事の発注者に対して入札参加資格申請をおこなった。</p> <p>このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。</p>			
その他参考となる事項	同社役員に対し建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分をおこなった。		

## 建設業者監督処分簿

### 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株) ダイニチ	代表者氏名	武村 龍弥
主たる営業所の所在地	長崎県東彼杵郡波佐見町折敷瀬郷1705		
許可番号	長崎県知事許可 (般特-02) 第1339号	許可を受けている 建設業の種類	電、通、消

### 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年4月21日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号(同法第8条第1項第12号に該当)		
処分の内容(許可の取消し) 建設業法第29条第1項に基づく建設業の許可の取消し			
処分の原因となった事実	欠格要件該当		
(株)ダイニチの代表取締役にあつては、令和2年12月7日付けで刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項の公契約関係競売等妨害罪による懲役1年、執行猶予3年の刑が確定した。 このことが、建設業法第8条第12号の欠格要件に該当し、同法第29条第1項第2号に定める取消し事由に該当する。			
その他参考となる事項			

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	白石建設（株）	代表者氏名	白石 元信
主たる営業所の所在地	長崎県平戸市戸石川町480-1		
許可番号	長崎県知事 (般特-28) 第6464号	許可を受けている 建設業の種類	土、建、大、と、屋、電、管、 鋼、舗、塗、防、園、水、解

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和3年9月17日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項（同条第1項第3号に該当）		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示			
1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。			
①建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。			
②社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努め、建設業者として適正な業務を行うこと。			
2. 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
白石建設（株）は令和2年11月10日、松浦市志佐町浦免に所在する他社の倉庫において、白石建設（株）の労働者が屋根のスレート板張り替え工事のために屋根に上がり作業を行わせるにあたり、幅30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じなければならなかったにもかかわらず、その措置を講じず、その結果、スレート板を踏み抜き約6.3メートル下のコンクリート床に墜落し死亡した。			
このことにより、白石建設（株）及び同社建築部住宅課長は、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金30万円の略式命令を受け、令和3年7月30日にその刑が確定した。			
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当し、監督処分の対象となる。			
その他参考となる事項			

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(有) 赤木硝子店	代表者氏名	赤木 泰紀
主たる営業所の所在地	長崎県壱岐市芦辺町諸吉東触 197		
許可番号	長崎県知事 (般-1) 第 11499 号	許可を受けている 建設業の種類	建、屋、板、ガ、具

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 3 月 2 8 日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号に該当)		
処分の内容			
建設業法第 2 8 条第 1 項に基づく指示			
1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。			
①建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。			
②社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努め、建設業者として適正な業務を行うこと。			
2. 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>(有) 赤木硝子店は、令和 2 年 9 月 2 3 日、対馬市豊玉町に所在する民間事業者の倉庫における倉庫補修工事にて設置された足場において、倉庫の補修のために使用するスレート製の屋根材を運搬する作業を行う労働者 A が、入院加療が 1 か月以上必要な右腓骨遠位端骨折により、4 日以上休業することとなったため、遅滞なく対馬労働基準監督署長に対し、労働者死傷病報告を提出しなければならないのに、令和 3 年 7 月 2 0 日に至るまで労働者死傷病報告を提出しなかった。</p> <p>このことにより、壱岐簡易裁判所より、(有) 赤木硝子店及び同社代表取締役は労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金 2 0 万円の略式命令を受け、令和 4 年 1 月 5 日にその刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当し、監督処分の対象となる。</p>			
その他参考となる事項			

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株) 山口建設	代表者氏名	山口 廣海
主たる営業所の所在地	長崎県諫早市川内町 2570		
許可番号	長崎県知事 (般-2) 第 4695 号	許可を受けている 建設業の種類	土、大、と、石、筋、舗、水

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 3 月 2 8 日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号に該当)		
処分の内容			
<p>建設業法第 2 8 条第 1 項に基づく指示</p> <p>1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>①建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>②社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努め、建設業者として適正な業務を行うこと。</p> <p>2. 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>(株) 山口建設は、令和元年 5 月 14 日、1 次下請として入場する長崎県諫早市貝津町地内の一般県道諫早外環状線道路改良工事（河川 1 号橋 P 1）において、長崎県諫早市小野島町の同社の資材置き場で、足場の部材を移動式クレーンの荷台から降ろす作業に従事していた被災者が、約 2 カ月間の休業を要する右橈骨遠位端骨骨折の負傷をし、4 日以上休業となったのであるから、遅滞なく所轄の諫早労働基準監督署長に対し労働者死傷病報告を提出しなければならないのに、約 2 年 1 カ月経過した令和 3 年 6 月 2 2 日に同報告を行い、もって法令の定める報告を遅滞なく行わなかった。</p> <p>このことにより、簡易裁判所より、(株)山口建設及び同社代表取締役は労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金 2 0 万円の略式命令を受け、令和 4 年 1 月 5 日にその刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当し、監督処分の対象となる。</p>			
その他参考となる事項			

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	山本住宅建設	代表者氏名	山本 茂
主たる営業所の所在地	長崎県諫早市小川町 770		
許可番号	長崎県知事 (般-3) 第 5114 号	許可を受けている 建設業の種類	建、大

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 3 月 2 8 日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号に該当)		
処分の内容			
<p>建設業法第 2 8 条第 1 項に基づく指示</p> <p>1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>①建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>②社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努め、建設業者として適正な業務を行うこと。</p> <p>2. 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>山本住宅建設は、令和 2 年 6 月 1 0 日、長崎県諫早市小川町の個人住宅の新築工事現場において、同社実質代表者は自ら行う注文者として同工事の下請事業場の労働者に対して塗装作業において足場を使用させるに際し、高さ 3. 2 メートルの足場床において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ開口部に手すり等を設けることが容易であったにもかかわらず、その措置を講じず作業を行わせた結果、労働者が重篤な障害を伴う怪我を負った。</p> <p>このことにより、諫早簡易裁判所より、山本住宅建設実質代表者は労働安全衛生法違反により、罰金 2 0 万円の略式命令を受け、令和 3 年 1 2 月 1 0 日にその刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当し、監督処分の対象となる。</p>			
その他参考となる事項			

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株) 茂見塗装	代表者氏名	茂見 和博
主たる営業所の所在地	長崎県諫早市小川町 770		
許可番号	長崎県知事 (般-3) 第 5070 号	許可を受けている 建設業の種類	塗、防

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 3 月 2 9 日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号に該当)		
処分の内容			
<p>建設業法第 2 8 条第 1 項に基づく指示</p> <p>1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>①建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>②社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努め、建設業者として適正な業務を行うこと。</p> <p>2. 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>(株) 茂見塗装は、令和 2 年 6 月 1 0 日、長崎県諫早市小川町の個人住宅の新築工事現場において、1 次下請人として塗装工事を施工する事業者であり、同社代表取締役は、同社の業務に関し、施工管理及び安全管理を統括する者であるが、同工事で労働者らに足場上で塗装作業を行わせるにあたり、高さ 3. 2 メートルの足場床において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ開口部に手すり等を設けることが容易であったにもかかわらず、その措置を講じず作業を行わせた結果、労働者が重篤な障害を伴う怪我を負った。</p> <p>このことにより、諫早簡易裁判所より、(株) 茂見塗装及び同社代表取締役は労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金 2 0 万円の略式命令を受け、令和 3 年 1 2 月 1 0 日にその刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当し、監督処分の対象となる。</p>			
その他参考となる事項			



# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	福本総業	代表者氏名	福本 将志
主たる営業所の所在地	長崎県大村市岩松町 904-5		
許可番号	長崎県知事 (般-29) 第 13704 号	許可を受けている 建設業の種類	と

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和 4 年 3 月 2 9 日	処分を行った者	長崎県知事
根拠法令	建設業法第 2 8 条第 1 項 (同条第 1 項第 3 号に該当)		
処分の内容			
<p>建設業法第 2 8 条第 1 項に基づく指示</p> <p>1. 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。</p> <p>①建設業法、労働安全衛生法、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>②社内及び施工現場における安全管理体制の整備・強化を図り、労働災害の再発防止に努め、建設業者として適正な業務を行うこと。</p> <p>2. 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。</p>			
処分の原因となった事実	労働安全衛生法違反		
<p>福本総業は、令和 3 年 1 月 1 2 日、長崎県西彼杵郡長与町高田郷の工事現場において、福本総業代表者が労働者に足場の倒壊を防止するためのロープを足場に張る作業を行わせるに際し、スレート屋根の踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれがあり、同屋根に幅が 3 0 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならなかったにもかかわらず、その措置を講じず作業を行わせた結果、労働者がスレート屋根を踏み抜き約 5 メートル下のコンクリート地面に墜落し、出血性ショック等により同日死亡した。</p> <p>このことにより、長崎簡易裁判所より、福本総業代表者は労働安全衛生法違反により、罰金 2 0 万円の略式命令を受け、令和 4 年 1 月 2 9 日にその刑が確定した。</p> <p>このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当し、監督処分の対象となる。</p>			
その他参考となる事項			